

社会福祉法人あじさい会の理事・監事・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじさい会（以下、「法人」という。）の非常勤の理事並びに監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等に対し報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は支給しない。

2 非常勤の理事、監事の1人当たりの報酬総額は、年100,000円を上限とする。

3 第1項の報酬の額は別表のとおりとする。

4 役員等の報酬は、勤務の都度支給する。ただし、勤務日数が2日以上にわたる場合にあっては、勤務の末日に支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、外ヶ浜町三厩地区内で理事会、評議員会、監事監査または法人の業務のために勤務した場合は別表のとおりとする。

2 役員等が、外ヶ浜町三厩地区外に法人の業務のために出張したときは、旅費等の実費を費用弁償する。

3 前項の規定により支給する旅費の額は旅費支給規程によるものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規程を社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成13年11月1日から施行する。

2. この規程の制定により、「社会福祉法人あじさい会の理事・監事の報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

別表

【報酬】

	理事会 評議員会 監事監査 (日額)	その他の 業務報酬 (日額)
理事	4,500円	9,000円
監事	3,500円	-
評議員	3,500円	-

【費用弁償】

	外ヶ浜町・今別町 (日額)	その他地域 (日額)
理事	2,000円	3,000円
監事	2,000円	3,000円
評議員	2,000円	3,000円